

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	梶 村 充
同	大 山 しょうじ

### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 5 年 12 月 5 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

#### （理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、平成 24 年 12 月 17 日に「市が請求人と締結した（略）「建築物緑化保全契約」（以下「当該契約」といいます。）は「緑の環境をつくり育てる条例第 6 条第 3 項」に基づくもの」であり、「当該条例の解釈について市長は、（略）緑の環境をつくり育てる条例第 9 条の施行に関する基準の例による」としているところ、環境創造局の職員は「市長が定めた条例の解釈（行政解釈）とは異なる「行政解釈」」によって「履行不可能」な契約を締結したとして、当該契約の「締結および履行は、地方自治法 242 条 1 項が定める「違法若しくは不当な（中略）契約の締結若しくは履行」に該当する」と主張しています。また、当該契約をもって「請求人他 3 名（以下「請求人等」という。）」の所有土地に係る平成 25 年度から令和 4 年度までの固定資産税（以下「当該固定資産税」といいます。）を「減額したことは違法若しくは不当」であり、「減額額に相当する固定資産税の賦課徴収」が行われていないことは、「地方自治法 242 条 1 項が定める「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」に該当する」と主張しています。

住民監査請求の期間制限について定めた法第 242 条第 2 項は「当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しています。

地方公共団体が公法上の債権を免除した場合に住民監査請求の期間制限の基準日がいつに

なるかに関して、宇都宮地方裁判所平成 10 年 5 月 14 日判決は、固定資産税の免除に関する住民監査請求について「怠る事実の中には、財務会計行為に基づいて発生した請求権についてその管理を怠る場合のように、怠る事実の前提として具体的な財務会計行為が存在し、怠る事実の存否を決する前提として必然的にその財務会計行為の違法の有無を問題とせざるを得ない場合がある」とし、「右の場合には、怠る事実についての監査請求であっても、前提たる財務会計行為を基準として期間制限を適用するのが相当である。」と判示しています。そのうえで、固定資産税の免除に関し「右免除は、一旦発生し、確定した具体的租税債権という地方公共団体の「財産」を放棄することで「処分」したものであるから、地方自治法 242 条にいう財務会計行為に該当する。(略) 本件の場合においても、前提たる財務会計行為の免除を基準として期間制限を適用するのが相当であり、前記認定の事実からすれば、本件の監査請求が監査請求期間を徒過していることは明白である。」と判示しています(控訴審の東京高等裁判所平成 11 年 9 月 21 日判決も同判断を維持)。

前記判決を踏まえると、本件請求に係る当該固定資産税の減免は、一旦発生し、確定した具体的租税債権という地方公共団体の「財産」を放棄することで「処分」したものであると解されることから、減免を行うこと自体が本件請求における財務会計上の行為に該当し、減免を行った日を基準として住民監査請求の期間制限を適用することとなります。

そして、請求人から事実証明書として提出された「請求人等」の課税明細書等によれば、当該契約による固定資産税の減額期間の最終年度に当たる令和 4 年度の「請求人等」の固定資産税が減免されています。課税明細書は毎年 4 月初旬に横浜市が通知する「固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書」に同封されることから、当該固定資産税の減免を行った日は、遅くとも令和 4 年 4 月初旬であると解されます。

そうすると、本件請求のあった令和 5 年 12 月 5 日時点においては、当該契約を締結した日及び当該固定資産税の減免を行った日から既に一年を経過していることは明らかです。また、法第 242 条第 2 項の「正当な理由」について、最高裁判所平成 14 年 9 月 12 日判決は「「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである(最高裁昭和 62 年(行ツ)第 76 号同 63 年 4 月 22 日第二小法廷判決・裁判集民事 154 号 57 頁参照)。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。」と判示しています。この判決を踏まえると、本件請求が一年を経過したことにつき正当な理由を認めるに足りる客観的<sup>うかが</sup>事情も窺えません。

なお、請求人は、横浜市が被った損害として、「請求人等から徴収すべきであった固定資産税額」のほかに、請求人以外を相手方とする契約による「損害」も主張しています。

しかし、最高裁判所平成 2 年 6 月 5 日判決は「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示するこ

とを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であると判断しています。

請求人から提出された「横浜市職員措置請求書」及び「事実証明書」を総合しても、請求人以外を相手方とする契約について、財務会計上の行為を個別的・具体的に摘示しているとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。